

報告・お知らせ

<電話 080-4702-1960>

■「第2回多職種連携研修会・交流会～AED講習会～」:8月21日(木)午後2時から開催します(於・此花消防署4階講堂。「此花区健康ぴちぴちランド」のイベントです。AEDの実技講習の他、外傷手当、搬送方法、消火器の使い方など担当の方から伝授して頂きます。<対面のみ>

※今後、「此花区健康ぴちぴちランド」では、ランド本来の相談会(多職種連携の場)はじめ、イベント(多職種連携研修会・交流会)等を随時開催していく予定です。

■配布のお知らせ:下記に残部がありますので、ご希望の場合は上記までご連絡下さい。

○大阪市「ハートページ2025」(西部版):介護サービス事業者ガイドブックです。

○大阪市「悪質な訪問勧誘お断りステッカー」:悪質商法防止のためのステッカーです。

○大阪市「熱中症対策をしよう!」:熱中症予防のクロスワード付きの啓発チラシです。

会内活動 ～色々な研修会・会議等に参加しました。～

◆此花区民健康講座「認知症予防のための歌声喫茶3」:5月30日(金)開催(於・クレオ大阪西) 95名
このはなオレンジチーム、保健師、本会からのアナウンスの他、松井恵子ピアニスト(音楽療法士)演奏による歌声喫茶を開催し、昭和、平成の懐かしい歌謡曲を合唱し、脳トレーニングも行いました。ちなみに、これまでの参加者は、第1回:74名、第2回87名です。

◆第3回「此花区健康ぴちぴちランドβ」(血管年齢測定会):5月30日(金)開催(於・クレオ大阪西)
上記歌声喫茶の前後に開催しました。参加57名、うち被測定者は52名でした。

◆第4回「此花区健康ぴちぴちランドα」:6月26日(木)開催(於・此花区民一休ホール)
街の相談室と多職種連携(集い)の場を開設しました。前者では、血圧・握力・酸素飽和度、血管年齢の測定を実施しました。参加75名(専門職含む)、うち被測定者・相談者60名でした。

◆「此花区在宅医療・介護連携推進会議実務者打合せ会」:5月29日(水)開催(於・此花区役所)
本会から「此花区どこそこガイド2」案の提示があった他、各団体から案内、報告がありました。

◆「此花区訪問看護ステーション連絡会」:6月12日(木)開催(於・老人保健施設あかつき)
AED講習会の段取り、教育ステーション、熱中症対策について、ディスカッションがありました。

□「ひとみらい研究会α」+「個人情報保護法研修」:6月19日(木)開催(於・此花会館)
前者では、事例(空き室問題)報告、資料説明等があり、意見交換等がありました。後者では、個人情報保護法の概略説明等があり、質疑応答がありました。

☆「此花区在宅医療・介護連携相談支援室」☆:医療・健診・後見の相談がありました。また、他区地域包括支援センター、大阪介護支援専門員協会、此花区役所、此花区ケアプランセンターの担当者と高齢者問題等について懇談しました。

☆再利用・再活用その⑦:ペットボトルの水に印字されている期限は、賞味期限⇒容量担保期限
ペットボトルの印字期限は、「賞味期限」(おいしさのめやす)ではなく、表示された容量が「この時期までは入っている」と担保できる期限のことです。ガラス瓶であれば、中の水は蒸発しませんが、ペットボトルは通気性があり、保管しておくとしょずつ蒸発していきます。容量担保期限切れの場合、販売はできませんが、確認して飲むのは問題ないし、災害時に手足の洗浄等に使うのは問題ないようです。

案内

- 小児救急電話相談：#8000(19:00～翌8:00 365日対応)
- 大阪市ひきこもり相談窓口：06-6923-0090(平日10:00～17:00)
- 大阪市高齢者虐待ホットライン：06-6206-3725(平日17:30～翌9:00、土日祝・年末年始24時間)
- 児童虐待ホットライン：0120-01-7285(24時間365日対応)
- 女性人権ホットライン：0570-070-810(平日8:30～17:15)
- 警察庁性犯罪被害相談電話：#8103(シャープ ハートさん)
- いのちの電話：0120-783-556(16:00～21:00、毎月10日8:00～11日8:00)
- 依存症相談ダイヤル(薬物、アルコール、ギャンブル等)：06-6922-3475(平日9:00～17:30、年末年始除く)
- 国民生活センター消費者ホットライン：0120-213-188か188(全国共通)

トピックス

- ☆此花区地域福祉計画：現在の計画は令和7年度迄となっています。次期は、令和8年度からの5年計画となるようです。内容的には、住民参加による地域福祉活動の推進、包括的な支援体制の構築、防災活動の活性化はもちろん、認知症対策も盛り込まれる予定です。
- ☆神戸市エンディングプラン・サポート事業：生前の葬儀・納骨契約の支援を行います。頼れる身寄りがない、或いは、親族がいても関係が疎遠で頼れない場合、自身の葬儀や納骨の手続きについて、葬祭事業者と生前時に契約することを神戸市が支援する仕組みです。
- ☆相続財産精算人：相続人の存在が不明の場合、利害関係人が家庭裁判所に申し立てて選任され、相続財産を管理・清算して、なお財産が残ればこれを国庫に引き継ぐなどの職務を行います。大阪府では、弁護士が選任されています。2年前迄は、相続財産管理人と言っていました。
- ☆死亡届の届出人：1. 同居の親族(6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族)、2. 同居していない親族(同)、3. 同居者、4. 家主、5. 地主、6. 家屋管理人(私立病院長など)、土地管理人、8. 公設所の長(公立病院長など)、9. 後見人(未成年・成年)、10. 保佐人、11. 補助人、12. 任意後見人、13. 任意後見受任者(将来の任意後見人)です。
- ☆エイジギャップフレンドシップ：歳の差がある友人関係です。まさしく、歳の差カップルならぬ、歳の差フレンズです。人生の幸福度を上げるためには、友達が多い方がいいと言われています。日本人の特徴として、同性の友だちが多く、異性の友だちが少ないという傾向もありますが、当世、同じ共通項があれば、歳の差は関係ないのかもしれませんが。
- ☆パリ症候群：良いイメージに憧れてパリで暮らし始めた外国人が、夢(絵のような街並み)と現実(薄汚れた街並み)の格差に幻滅し、うまく適応できずに精神的バランスを崩し、鬱病のようになることです。
- ☆「大阪市北区ジシン本」(北区役所編)：この本のモットーは「地震」が起きても、「自信」をもって、「自身」をまもるとあり、まさに「自己防災」の概念が基本にあります。そのため、「いつか」ではなく、「今すぐ」対策！と謳っています。そして、地震対策のみならず、水害対策も書かれています。
- ☆災害備蓄用飲料水：災害時に必要な飲料水の量は、1人1日3リットル程度とされていますが、それに加えて、生活用水は1人1日10～29リットル必要と言われています。備蓄用飲料水(保存水)は、大体5年、7年、10年、15年保存のものがああります。

<あとがき> 「百聞は一見に如かず」、大阪万博を！！

色々言われていますが、一回行って、見てくればいいと思います。行かなきゃ、褒めも批判も、机上の空論です。コロナ禍以来、リモート流行りですが、実物を「見る」という作業はとにかく大事です。